

新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 55 号

新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 30 年新潟市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 6 号ただし書中「第 2 条第 17 項」を「第 2 条第 18 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。